

第107回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年(2026年)4月24日(金) 午後1時25分から午後2時50分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第2会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	欠席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	欠席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席	○	
14	小林弘行	出席	○	
15	吉田勝博	欠席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田磨仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	畑地転換届について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第7号	令和8年度農業者年金加入推進活動計画の策定について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について
報告第6号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和8年4月24日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第107回総会を開催致します。

【 議長挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中16名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、森下光春委員、飯塚祐樹委員、吉田勝博委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を橋本静枝委員と小林弘行委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が10件提出されております。

1番です。

砥堀の畑□□□□□につきて、「平成10年以前から山林化している」との申請です。

2番です。

北原の畑□□□□□につきて、「平成13年以前から山林となっている」との申請です。

3番です。
夢前町菅生潤の畑□□□□につきまして、「平成16年以前から山林となっている」との申請です。

4番です。
安富町塩野の田□□□□につきまして、「平成2年から車庫として利用している」との申請です。

5番です。
夢前町護持の田、畑2筆□□□□□□につきまして、「平成16年以前から資材置場、処理場となっている」との申請です。

6番です。
船津町の畑□□□□□□につきまして、「平成17年以前から進入路として利用している」との申請です。

7番です。
香寺町岩部の田□□□□□□につきまして、「平成16年以前から住宅敷地として利用している」との申請です。

8番です。
飾東町豊国の畑□□□□□□につきまして、「平成16年以前から車庫敷地の一部となっている」との申請です。

9番です。
花田町小川の田□□□□□□につきまして、「平成16年以前から倉庫敷地の一部として利用している」との申請です。

10番です。
四郷町東阿保の畑の一部□□□□□□につきまして、「平成16年以前から古墳と防風林になっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、非農地として確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 [農地法第3条の規定による許可申請について]
議案第2号（P3～P10）を説明する。

この度は、49件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

所有権の移転が32件、使用貸借権の設定が16件、賃借権の設定が1件で、市街化区域の案件が7番、8番、9番、30番、31番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、10番、11番、21番、23番及び35番以降が「貸付地」である外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は6番、11番、21番が法人である外は、

けて耕作されるものとの申請となっており、賃借権の再設定が1件、使用貸借権の再設定が14件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委員

5番と6番の案件について、「経験のある父とともに営農する」とのことだが、営農計画書には、父である□□□□□は農業従業者として記載されていませんが。

事務局

5番の農地については、実際には以前から譲受人の父が借りて耕作しており、今回の所有権移転の後も耕作の状況は変わらないとのこと。営農計画書に父の名前を載せていないことについては、農業を引き継ぐ意志を明らかにするため、とのこと。

委員

28番と29番について、畑で露地野菜を作る場合でも地域計画は関係あるのですか。

事務局

地域計画には、田も畑も含まれます。

委員

19番について、既存の耕作農地も書写にあるのですか。地目が田ですが、季節野菜を作るのですか。

事務局

譲受人は□□□□□□□□□□であり、実法寺を拠点にして、□□□□□□□□□□独自の農園運営などを行っています。資料には登記地目を記載していますが、現況は畑となっています。

議長

その他、何かございますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。この49件についていずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが各地区農政協議会の意見では、3番については聞き取り調査が必要、1番と2番、4番から6番については必要なし、との意見でしたが、こちらについて何かご意見等ありますでしょうか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、3番について聞き取り調査をするということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議 長	<p>「異議なし」の声を得ましたので、3番について、5月7日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号（P11～P12）を説明する。 〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕</p> <p>200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として5件提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。</p> <p>1番です。</p> <p>林田町上伊勢の田、畑3筆□□□□□につきて、「農道として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農道」となっております。</p> <p>申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますが、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし」との回答を得ております。</p> <p>2番です。</p> <p>夢前町新庄の畑の一部□□□につきて、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。</p> <p>3番です。</p> <p>林田町中構の畑の一部□□□□□につきて、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。</p> <p>4番です。</p> <p>別所町別所の畑の一部□□□につきて、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫が1棟設置されております。</p> <p>5番です。</p> <p>別所町佐土新の田の一部□□□につきて、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫が設置されております。</p> <p>いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。</p> <p>以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>有難うございました。</p> <p>事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
各 委 員	<p>・・・。</p>
議 長	<p>特にないようですので、確認するということでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。</p> <p>それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号（P12）を説明する。 〔農地法第5条の規定による許可申請について〕</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。</p> <p>1番が都市計画区域外の案件、2番と3番が調整区域の案件となっております。</p>

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号（P14～P25）を説明する。

〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕

説明に入ります前に、資料の一部訂正をお願いいたします。

1番から13番までの案件及び78番と79番の案件につきましては、今月の北西部地区農政協議会での協議が尽くされておらず来月に継続協議となったことから、今月の案件から削除をお願いします。このことにより設定面積が変更になりますので、全体の数字については参考資料でご確認をお願いします。

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、意見についてのご審議をいただくこととなります。

それでは説明します。この度の権利設定は、全体として、合計が「149件、242筆、322,742㎡」の計画となっており、このうち、新規の設定は「128件、201筆、269,592㎡」となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。137番が□□□□□□□□□□の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。別紙参考資料をご覧ください。

14番から77番、80番から136番及び138番から167番について、全体として、合計が「148件、241筆、321,495㎡」の計画となっており、このうち、新規の設定は「127件、200筆、268,345㎡」となっております。

利用権の設定を受ける者のうち14番から77番までの□□□□□□□□□□□□□□につきましては、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「すでに代表者が営農を行っており、その法人化によるもので実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

その他、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

事務局

議案第7号（P26～P27）を説明する。
〔令和8年度農業者年金加入推進活動計画の策定について〕

農業委員会は農業者年金基金から農業者年金業務を受託しており、年1回加入推進計画を作成しています。

今年度は基金・兵庫県農業会議からの割り当てに基づきまして、新規加入者1名の確保を目標とします。特に39歳までの若手の方、女性の方の加入推進を目指したいと考えています。ちなみに、前年度の新規加入はございませんでした。加入する、しないは本人の意思・事情にもよるところがありますので、なかなか難しいところがありますが、少なくとも農業者年金の仕組みを知らずに加入する機会を逃すということが生じないようにしたいと考えています。

具体的な加入推進方法につきましては、令和5年度から青田会長職務代理者に加入推進部長をお願いしていますが、加入推進部長を中心に加入推進班を編成し戸別訪問を実施したいと考えています。

加入強化期間として11月と翌年1、2月に設定しています。

11月は毎年実施しています農林漁業まつりにおいてチラシ配布で加入推進を呼びかけるものです。1月、2月は農業者の方も比較的時間に余裕があると考えられますので、それを見越して戸別訪問を実施したいと考えています。

加入推進対策会議については、現在議案としてお諮りしていることが該当します。他に農業者年金の加入推進はJAと共同で実施することになっていきますので、10月にJAに対し加入推進会議の開催を呼び掛けたいと考えています。

広報普及活動としましては、8月発行の農業委員会だよりに加入推進を呼びかける記事を掲載、また、先ほど申しあげました農林漁業まつりでのチラシ配布を考えています。

説明は以上です。策定の可否について、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

加入に年齢制限はあるのですか。

事務局

60歳までです。国民年金とセットになります。

議長

その他、何かございますか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
ここからは、報告事項となります。
報告第1号「地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P28）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、3月にご審議いただきました新規農家1件の聞き取り調査を、4月1日に実施していただきました。

いで、令和11年9月までとなっております。
報告は以上です。

議 長 有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員 ……。

議 長 事務局から、何かありますか。

事 務 局 農業委員の改選について、4月22日の選考委員会で候補者が選考されました。今後、市議会の承認を求めていくこととなりますので、お知らせします。

議 長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時50分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

橋 本 静 枝

(署名委員)

小 林 弘 行
